

■診療報酬算定のための

施設基準等の事務手引（平成28年4月版） 正誤表

平成28年9月 社会保険研究所

本書の内容に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

頁	該当箇所	誤	正
13	(概要) 左段下から9行目	給地区分	級地区分
	(概要) 右段上から12行目	がん診療連携拠点病院加算	がん拠点病院加算
61	施設基準告示 下から2行目	665頁	666頁
163	(概要) 上から7行目	病棟単位	病棟群単位
284	(概要) 上から4行目	在宅後方支援病院	在宅療養後方支援病院
315	診療報酬 右段上から4行目	96頁	99頁
363	診療報酬 右段上から7行目	356頁	360頁
473	施設基準告示 上から1行目	第九	第八
480	施設基準告示 上から1行目	第九	第八
483	施設基準告示 上から1行目	第九	第八
487	施設基準告示 上から2行目	56頁	52頁
489	(概要) 下から1行目	A307・5～A308・2、A309～A318	A307・5～A318
490	取扱い通知 上から4行目	138頁	137頁
558	取扱い通知 上から22行目	563頁	562頁
626	診療報酬 右段下から9行目	注2 診療に係る費用（注3から注6までに規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、地域加算、離島加算、精神科措置入院診療加算、精神科地域移行実施加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、精神科救急搬送患者地域連携受入加算、データ提出加算及び薬剤総合評価調整加算、第2章第8部精神科専門療法に係る費用並びに除外薬剤・注射薬に係る費用を除く。）は、精神療養病棟入院料に含まれるものとする。	(6) (5)により、区分番号「A103」の精神病棟入院基本料の例により算定する場合の費用の請求については、区分番号「A307」の小児入院医療管理料の(8)と同様であること。
771	取扱い通知 下から6行目	824頁	826頁
827	(概要) 下から9行目	特定施設入居時等医学総合管理料	施設入居時等医学総合管理料
852	(概要) 上から2行目	在宅支援診療所	在宅療養支援診療所
857	取扱い通知 下から7行目	848頁	850頁
981	取扱い通知 第35の2 上から3行目	482頁	491頁
	取扱い通知 第35の2 下から3行目	974頁	968頁
1004	取扱い通知 下から6行目	710頁	715頁
1182	(概要) 下から1行目	1175頁、通則16は1334頁	1171頁、通則16は1332頁
1280	取扱い通知 上から3行目	1279頁	1278頁

頁	該当箇所	誤	正
1338	取扱い通知 下から1行目	687頁	686頁
1368	(概要) 下から3行目	1364頁	1363頁
1373	取扱い通知 第84の2の2 上から2行目	1298頁	1198頁
1383	(概要) 上から5行目	1366頁	1390頁
1384	取扱い通知 下から1行目	687頁	686頁
1412	施設基準告示 下から3行目	注2の届出を行った病院である保険医療機関【地域歯科診療支援病院→56頁】	注2の届出【地域歯科診療支援病院歯科初診料→52頁】を行った病院である保険医療機関
1507	診療報酬 下から1行目	994頁	993頁
1521	施設基準告示 下から1行目	1528頁	1527頁
1523	施設基準告示 上から3行目	1528頁	1527頁
1547	診療報酬(付18) 下から1行目	994頁	993頁
1560	診療報酬 下から1行目	調剤113の2	調剤13の2
		1502頁	1503頁